

警察庁の業務

主要政策
市民生活の安全・安心の確保（生活安全局関係） 市民が安全に安心して暮らせる社会の構築のため、市民生活に身近な犯罪・事故等の予防、交番や駐在所を拠点とした地域警察活動、少年非行防止対策、風俗営業等の規制、悪質商法・ヤミ金融事犯・環境事犯等の国民生活に関連する犯罪の取締り、サイバー空間の安全確保等に関する政策の企画立案、これらの政策の実現のための都道府県警察の指導・調整等を行っている。
犯罪捜査活動（刑事局関係） ・凶悪犯罪、重要窃盗犯、政治・行政・経済の構造的不正事案など社会的影響の大きい重要な犯罪や広域にわたる犯罪について、都道府県警察の行う捜査活動の指導・調整等を行っている。 ・指紋・犯罪手口や犯罪統計その他のデータの収集・整理・保管を行うほか、捜査に関する制度の企画・立案により、捜査活動を支援しあるいは捜査基盤の強化を図っている。
組織犯罪対策（刑事局組織犯罪対策部関係） 近年の治安悪化の大きな要因となっている暴力団や薬物・銃器の密輸・密売組織、来日外国人犯罪組織等の犯罪組織の弱体化・壊滅を図るため、組織犯罪に関する情報の集約・分析、統一的な取締り戦略の企画・立案、国内外の関係機関との連絡調整等を行っている。
交通の安全と円滑の確保（交通局関係） 交通の安全と円滑を確保するため、交通安全教育、交通事故防止対策、交通法令違反取締り、交通事故捜査、交通規制、交通安全施設等整備、運転免許制度等に関する政策の企画・立案、これらの政策の実現のための都道府県警察の指導・調整等を行っている。
公安の維持（警備局、警備局外事情報部関係） 重要施設の警戒警備、災害等発生時における対処、要人等の身の安全を守る警衛・警護、極左暴力集団・右翼・オウム真理教等に関する情報収集・取締り、サイバーテロ対策のほか、北朝鮮による日本人拉致容疑事案の捜査、ロシア・中国等による対日有害活動の取締り、大量破壊兵器関連物質等の不正輸出の取締り、国際テロに関する情報収集・分析等に関する政策の企画・立案、これらの政策の実現のための都道府県警察の指導・調整等を行っている。
警察情報通信の整備・運用（情報通信局関係） 全国警察の神経系統であり、24時間間断なく活用され、どのような事案の発生時においても即座に対応できる情報通信基盤の構築、ITの活用による警察活動・警察行政サービスの高度化・効率化、災害・事故・事件の発生現場等における迅速かつ的確な通信の確保等、警察情報通信の整備・運用を行っている。
犯罪の取締りのための情報技術の解析（情報通信局関係） 各国治安機関との連携等によるサイバーテロの予兆の把握・緊急対処、コンピュータ・ウイルスや不正アクセスの手口の解析・検証、破壊された携帯電話からのデータ抽出、暗号化されたファイルの解析等、サイバー犯罪等への取締りのための情報技術の解析を行っている。

警察庁の業務（地方機関）

組織		定員		主要施策	平成13年以降の主な業務改革	
管区警察局	(7)	平成13年度末	4,835	府県警察に対する監察の実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年4月、業務の民間委託、効率化等により技能・労務職員の定員を11人合理化。 平成17年4月、業務の民間委託、効率化等により技能・労務職員の定員を23人合理化。 平成17年4月、情報通信技術の高度化・スキルアップ等により業務の効率化を図り、都道府県情報通信部の定員を47人合理化。 平成17年4月、内部管理業務の効率化により、都道府県情報通信部の定員を47人合理化。 平成18年4月、業務の効率化等により技能・労務職員の定員を20人合理化予定。 平成18年4月、情報通信技術の高度化・スキルアップ等により業務の効率化を図り、都道府県情報通信部の定員を20人合理化予定。 平成18年4月、内部管理業務の効率化により、都道府県情報通信部の定員を54人合理化予定。 	
		平成14年度末	4,725			
	警察情報通信部	(2)	平成15年度末	4,660		全国統一実施項目に基づく年間約1200回の監察
			平成16年度末	4,601		警察通信施設の整備・運用
			平成17年度末	4,546		大規模災害にも耐え得る情報通信ネットワークの維持
			平成18年度末	4,516		サイバー犯罪捜査・テロ対策の支援
				捜査現場における証拠の解析、手口の技術的解明、差し押さえたIT機器の操作、重要インフラのシステムのセキュリティ対策		
				大規模災害等緊急事態への対処		
				情報収集及び広域緊急援助隊、機動警察通信隊の編成・派遣		
				重大、突発事件捜査の支援		
				重大、突発事件の捜査に必要な情報通信ネットワークの維持		
				府県警察間の広域捜査の調整		
				広域重要事件につき関係府県警察間の捜査情報交換の推進、合同・共同捜査指示		

警察情報通信部(2)の主要施策については、 、 を除く。